

子育て世帯臨時特例給付金

児童 1 人につき 3,000 円を支給

消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯の負担を緩和するため、昨年度に続き、臨時特例的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

子育て支援課
☎995-1841

給付要件

《支給対象者》

平成 27 年 6 月分の児童手当を受給する方

《対象児童》

支給対象者の 6 月分の児童手当の対象となる児童

《支給額》

児童 1 人につき 3,000 円

《基準日》

平成 27 年 5 月 31 日

《その他》

- 特例給付を受給する方（児童 1 人当たり月額 5,000 円が支給される方）は対象となりません。
- 児童手当の手続きの遅れなどにより 6 月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方でも、子育て世帯臨時特例給付金は受けられる場合があります。基準日時点で住民登録している市区町村にご相談ください。
- DV 被害者や児童福祉施設などに入所している児童が、当市に住民登録をしないで住んでいる場合、申請を受け付けることができる場合があります。ご相談ください。



注意！ 振込詐欺・個人情報の詐取

「子育て世帯臨時特例給付金」や「臨時福祉給付金」名目の振込詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

自宅や職場などに市や厚生労働省の職員などがかり、個人情報を聞き出そうとする電話がかかってきたり、郵便が届いたりした場合は、市または警察にご連絡ください。

☎警察相談専用電話 # 9110

申請は10/1まで 子育て支援課などで受付

給付金を受けるためには、申請が必要です。対象の方（公務員を除く）には、案内書類を郵送します。申請期間中に手続きを行ってください。

《申請期間》

10 月 1 日(木)まで

◆公務員以外の方

6 月上旬に児童手当現況届と一体となった申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入し、同封の案内に記載された会場または子育て支援課に提出してください。

◆公務員の方

申 請／申請書が勤務先から交付されます。必要事項を記入し、子育て支援課に提出してください。

持ち物／児童手当の受給証明、振込口座が確認できる書類（金融機関名、口座番号、口座名義人（フリガナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し）※昨年度の子育て世帯臨時特例給付金を当市から受け、今年度も同一の口座への振込みを希望する場合は省略できます。

給付金の支給は口座振込

申請後、審査を行います。審査の結果や支払日などは、10 月ごろ通知します。給付金の支給が決定すると申請書に記載された口座に振込みます。

その他

- 今年度は、子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金のどちらの要件にも該当する場合、両方を受け取ることができます。この場合、それぞれ申請が必要となります。
- 臨時福祉給付金については広報すその 9 月 1 日号でお知らせします。臨時福祉給付金に関するお問い合わせは社会福祉課(☎ 995-1819)へお願いします。
- 原則として、申請期間外の申請は受付られません。
- 申請期間などは、市区町村により異なります。申請先が当市以外の方は、事前にご確認ください。